|  |
| --- |
| **１０２７．船舶管理情報登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＶＣＡ | 船舶管理情報登録 |

１．業務概要

船会社と船舶代理店の受委託関係の登録、訂正または削除を行う。

受委託関係の登録は以下の単位で港ごとに行うことを可能とする。

①船会社コード、港コード及び船舶代理店コード単位（以下、港単位という。）

②船会社コード、港コード、船舶コード及び船舶代理店コード単位（以下、船舶コード単位という。）

③船会社コード、港コード、船舶コード、航海番号及び船舶代理店コード単位（以下、航海番号単位という。）

また、本業務で船舶単位の船舶運航情報制限の登録を可能とする。＊１

　　　船舶単位の運航情報制限が登録された船舶については、業務の利用を制限する。

（＊１）船舶単位の運航情報制限が登録された船舶については、「入出港日別一覧照会（ＩＶＤ）」業務において照会出力対象から除外される。

２．入力者

船会社

３．制限事項

（１）１船会社単位に受委託関係を登録可能な港数は、最大２００件とする。

（２）１港単位に受委託関係を登録可能な船舶代理店数は、最大２１０件とする。内訳は以下のとおり。

①港単位で登録可能な受委託情報は、最大１０件とする。

②船舶コード単位で登録可能な受委託情報は、最大１００件とする。＊２

③航海番号単位で登録可能な受委託情報は、最大１００件とする。＊２

（＊２）②、③に対して登録可能な船舶代理店コードは、最大１０件とする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②港単位、船舶コード単位、航海番号単位の場合は、入力された船会社と同一会社であること。

③船舶単位の船舶運航情報制限の場合は、入力された船舶コードに対して船舶ＤＢに登録されている船舶運航者と同一会社であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

（３）船会社受委託ＤＢチェック

（Ａ）登録の場合  
（ａ）港単位の場合

入力された船会社コード、港コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託情報が船会社受委託ＤＢに存在しないこと。

（ｂ）船舶コード単位の場合

①入力された船会社コード、港コード、船舶コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託情報が船会社受委託ＤＢに存在しないこと。

（ｃ）航海番号単位の場合

①入力された船会社コード、港コード、船舶コード、航海番号及び船舶代理店コードに対する船会社受委託情報が船会社受委託ＤＢに存在しないこと。

（Ｂ）訂正の場合  
（ａ）港単位の場合

入力された船会社コード、港コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託情報が船会社受委託ＤＢに存在すること。

（ｂ）船舶コード単位の場合

①入力された船会社コード、港コード、船舶コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託情報が船会社受委託ＤＢに存在すること。

（ｃ）航海番号単位の場合

①入力された船会社コード、港コード、船舶コード、航海番号及び船舶代理店コードに対する船会社受委託情報が船会社受委託ＤＢに存在すること。

（Ｃ）取消しの場合  
（ａ）港単位の場合

入力された船会社コード、港コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託情報が船会社受委託ＤＢに存在すること。

（ｂ）船舶コード単位の場合

①船舶代理店コードが入力された場合は、入力された船会社コード、港コード、船舶コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託情報が船会社受委託ＤＢに存在すること。

②船舶代理店コードが入力されなかった場合は、入力された船会社コード、港コード及び船舶コードに対する船会社受委託情報が船会社受委託ＤＢに存在すること。

（ｃ）航海番号単位の場合

①船舶代理店コードが入力された場合は、入力された船会社コード、港コード、船舶コード、航海番号及び船舶代理店コードに対する船会社受委託情報が船会社受委託ＤＢに存在すること。

②船舶代理店コードが入力されなかった場合は、入力された船会社コード、港コード、船舶コード及び航海番号に対する船会社受委託情報が船会社受委託ＤＢに存在すること。

（４）船舶ＤＢチェック

（Ａ）登録の場合

船舶単位の船舶運航情報制限の場合は、入力された船舶コードが船舶ＤＢに存在し、船舶運航情報制限の旨が登録されていないこと。

（Ｂ）取消しの場合

船舶単位の船舶運航情報制限の場合は、入力された船舶コードが船舶ＤＢに存在し、船舶運航情報制限の旨が登録されていること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。

（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）船会社受委託ＤＢ処理

（Ａ）登録の場合

（ａ）港単位の場合

①入力された船会社コード、港コード及び船舶代理店コードに対する情報を船会社受委託ＤＢに登録する。

②入力内容を登録する。  
（ｂ）船舶コード単位の場合

①入力された船会社コード、港コード、船舶コード及び船舶代理店コードに対する情報を船会社受委託ＤＢに登録する。

②入力内容を登録する。  
（ｃ）航海番号単位の場合

①入力された船会社コード、港コード、船舶コード、航海番号及び船舶代理店コードに対する情報を船会社受委託ＤＢに登録する。

②入力内容を登録する。

（Ｂ）訂正の場合

（ａ）港単位の場合

入力された船会社コード、港コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託ＤＢを入力内容により更新する。

（ｂ）船舶コード単位の場合

入力された船会社コード、港コード、船舶コード及び船舶代理店コードに対する船会社受委託ＤＢを入力内容により更新する。

（ｃ）航海番号単位の場合

入力された船会社コード、港コード、船舶コード、航海番号及び船舶代理店コードに対する船会社受委託ＤＢを入力内容により更新する。

（Ｃ）取消しの場合

（ａ）港単位登録の場合

入力された船会社コード、港コード及び船舶代理店コードに対する情報を船会社受委託ＤＢから削除する。

（ｂ）船舶コード単位の場合

①船舶代理店コードが入力された場合は、入力された船会社コード、港コード、船舶コード及び船舶代理店コードに対する情報を船会社受委託ＤＢから削除する。

②船舶代理店コードが入力されなかった場合、入力された船会社コード、港コード及び船舶コード単位の全ての船舶代理店情報を削除する。

（ｃ）航海番号単位の場合

①船舶代理店コードが入力された場合は、入力された船会社コード、港コード、船舶コード、航海番号及び船舶代理店コードに対する情報を船会社受委託ＤＢから削除する。

②船舶代理店コードが入力されなかった場合、入力された船会社コード、港コード、船舶コード及び航海番号単位の全ての船舶代理店情報を削除する。

（３）船舶ＤＢ処理

（Ａ）登録の場合

入力された船舶コードに対する船舶ＤＢに船舶運航情報制限の旨を登録する。

（Ｂ）取消しの場合

入力された船舶コードに対する船舶ＤＢの船舶運航情報制限の旨を取り消す。

（４）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |

７．特記事項

各業務における受委託チェックは以下の優先順位でチェックを行う。ただし、情報登録識別が船舶の業務に関しては③のチェックは行わない。

①航海番号単位

②船舶コード単位

③港単位

なお、優先順位が上位の単位で別の船舶代理店と受委託関係が登録されている場合や、当該船舶代理店で受委託無しの旨が登録されている場合は、下位の単位の受委託関係が登録されていた場合でも受委託チェックでエラーとなる。